

第 30 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 17 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 議題〔仮訳〕
4-(2)	第 17 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要
5-(1)	第 7 回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) 議題〔仮訳〕
5-(2)	第 7 回バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) 概要
6-(1)	第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 仮議題〔仮訳〕
6-(2)	第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) の主な検討課題
7-(1)	第 39 回食品衛生部会 (CCFH) 仮議題〔仮訳〕
7-(2)	第 39 回食品衛生部会 (CCFH) の主な検討課題
8-(1)	第 29 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題〔仮訳〕
8-(2)	第 29 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討課題
9-(1)	第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 仮議題〔仮訳〕
9-(2)	第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討課題
参考資料 1	地域規格に関するコーデックスでの議論の概要
参考資料 2	SPS 協定についてのホームページの開設についてのお知らせ

第 30 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 19 年 10 月 10 日(水)

14：00～16：00

場所：三田共用会議所 大会議室

議 事 次 第

1. コーデックス委員会の活動状況について

(1) 最近のコーデックス委員会の活動状況について

- ・ 第 17 回食品残留動物用医薬品部会
- ・ 第 7 回バイオテクノロジー応用食品特別部会

(2) 今後のコーデックス委員会の活動について

- ・ 第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会
- ・ 第 39 回食品衛生部会
- ・ 第 29 回栄養・特殊用途食品部会
- ・ 第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会

2. その他

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50音順)

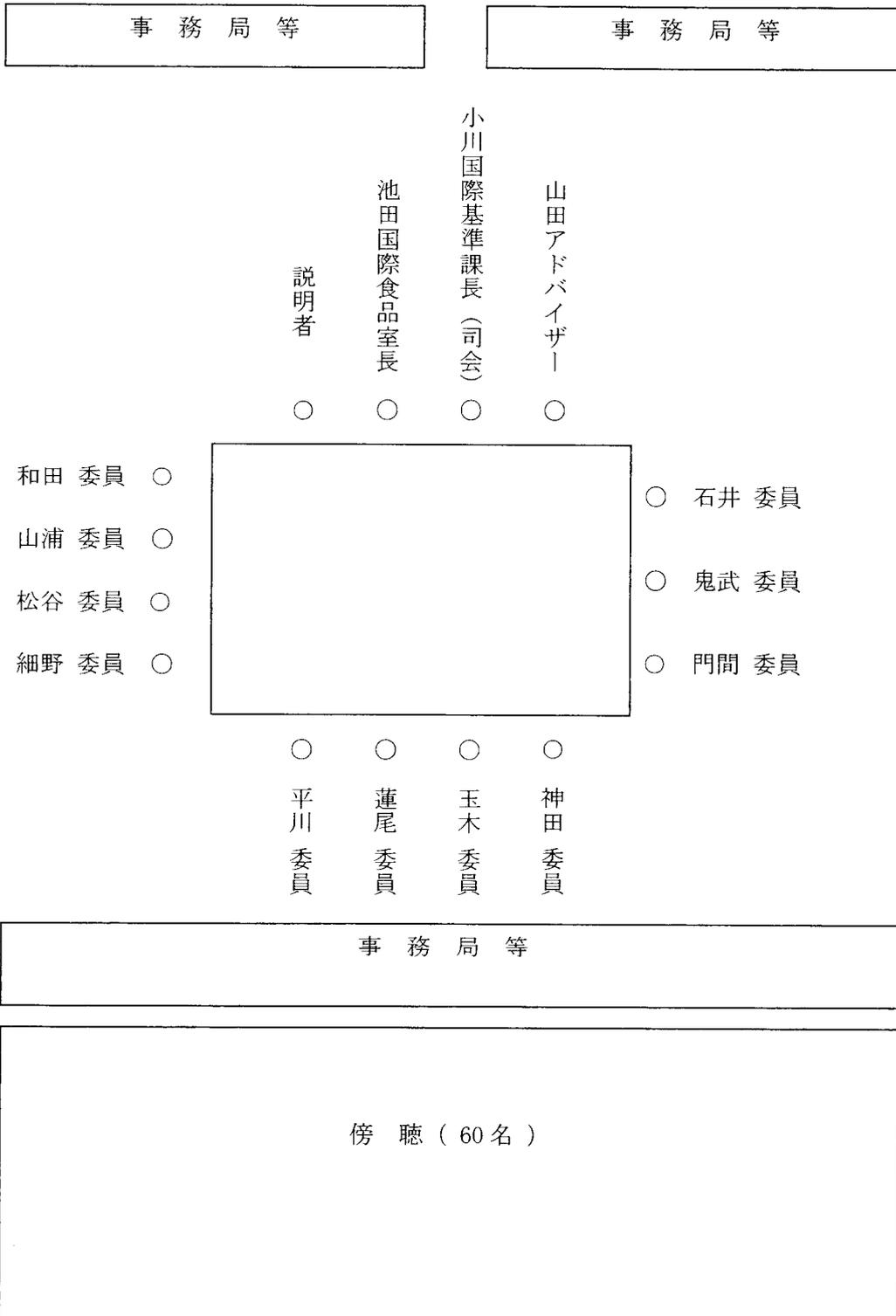
いしい ひろゆき 石井 胖行	味の素(株) 品質保証部 顧問
おにたけ かずお 鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ たかふみ 春見 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま ひろし 門間 裕	(財)食品産業センター 参与
かんだ としこ 神田 敏子	全国消費者団体連絡会 事務局長
たまき たけし 玉木 武	(社)日本食品衛生協会 理事長
とよだ まさたけ 豊田 正武	実践女子大学生生活科学部 教授
はすお たかこ 蓮尾 隆子	家庭栄養研究会 副会長
はら こうぞう 原 耕造	全国農業協同組合連合会 総合企画部 SR 事務局長
ひらかわ ただし 平川 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその あきよし 細野 明義	(財)日本乳業技術協会 常務理事
まつたに みつこ 松谷 満子	(財)日本食生活協会 会長
やまうら やすあき 山浦 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
わだ まさえ 和田 正江	主婦連合会 参与

第 30 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 19 年 10 月 10 日 (水)

14:00 ~ 16:00

三田共用会議所 大会議室



入口

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 17 回食品残留動物用医薬品部会

日時 : 2007 年 9 月 3 日 (月) ~ 9 月 7 日 (金)
 場所 : ブレッケンリッジ, コロラド (アメリカ)

議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	FAO/WHO からの関心事項
(a)	第 66 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの報告
4.	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和に関する国際協力」(VICH) を含む OIE の活動報告
5.	動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討
(a)	動物用医薬品の MRL 案 (ステップ 7) ・フルメキンのブラックタイガー及びえび類への登録された使用に関する情報に基づく MRL の検討
(b)	動物用医薬品の MRL 案 (ステップ 6)
(c)	動物用医薬品の MRL 原案 (ステップ 4)
(d)	動物用医薬品の MRL 原案 (ステップ 3)
6.	食料生産動物への動物用医薬品の使用と関連して各国において食品安全を保証するための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン案
7.	食品中の残留動物用医薬品の分析法 ・分析・サンプリング法に関する特別作業部会の報告
8.	評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト ・優先順位に関する特別作業部会の報告
9.	一日許容摂取量 (ADI) 及び MRL が設定されていない動物用医薬品の残留に関する物理的作業部会の報告
10.	CCRVDF で検討すべきリスク管理事項及びリスク管理の選択肢に関する討議資料
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 9 月 2 日 (日) に「優先順位に関する特別作業部会」及び「分析・サンプリング法に関する特別作業部会」が開催された。

第 17 回食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）の概要

1. 開催日及び開催場所

日時 : 2007 年 9 月 3 日 (月) ~ 9 月 7 日 (金)

場所 : コロラド州ブリッケンリッジ (米国)

2. 参加国及び国際機関

47 加盟国 (EC を含む)、7 国際機関 (参加者総数 153 名)

3. 我が国からの参加者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課食品規格専門官	近藤 卓也
内閣府食品安全委員会評価課残留動物用医薬品係長	井上 智子
農林水産省動物医薬品検査所検査第二部一般薬検査室長	遠藤 裕子
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課審査管理係長	原田 和記
テクニカルアドバイザー	
社団法人日本食品衛生協会	福本 一夫
社団法人日本食品衛生協会	渡辺 直久

4. 議論の概要

主要議題は以下のとおり。

議題 5. 動物用医薬品の最大残留基準値 (MRL) の検討

○フルメキン (Flumequine) のエビに係る MRL の検討 (ステップ 7 及び 4)

ブラックタイガー及びその他のエビ類については、提案国であるタイ王国を含めフルメキンの使用実態がないことが確認されたことから、MRL の検討を中止した。

○酢酸メレンゲステロール (Melengesterol acetate) の MRL の検討 (ステップ 7)

前回ステップ 7 に保留された牛の組織中の酢酸メレンゲステロールの MRL については、JECFA の安全性評価に対して EC より懸念が示され、EC が来年 1 月までに懸念に関する科学的な新規データを提出することとしたことから、JECFA がこれらのデータの評価をした上で安全性を確認した場合は、現行 MRL 案をステップ 8 に進めることで合意された。

○コリスチン (Colistin) の MRL の検討 (ステップ 7)

特に議論はなく、牛、羊、山羊、豚、鶏、七面鳥及びウサギの組織中、牛及び羊の乳中並びに鶏卵中のコリスチンの MRL についてステップ 8 に進めることで合意された。

○ラクトパミン (**Ractopamine**) の MRL の検討 (ステップ 7)

EC、スイス及びノルウェーが、その圏内においてラクトパミンの使用が禁止されていることを理由に反対を表明したものの、これらの反対が科学的な根拠を示しているものではないことから、牛及び豚の組織中のラクトパミンの MRL についてステップ 8 に進めることで合意された。

○エリスロマイシン (**Erythromycin**) の MRL の検討 (ステップ 4)

鶏、七面鳥の組織及び鶏卵中のエリスロマイシンの MRL についてステップ 5/8 に進めることで合意された。

○トリクラベンダゾール (**Triclabendazole**) の MRL の検討 (ステップ 4)

オーストラリアより新たなデータの提示について申し出がなされたことから、牛、羊及び山羊の組織中のトリクラベンダゾールの MRL についてはステップ 2 に戻し、オーストラリアのデータ提出後に再度 JECFA で評価することとされた。

議題 6. 食料生産動物における動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証プログラムを設計・実施するためのガイドライン案 (ステップ 7)

本部会においては、第 29 回総会後に EC、ニュージーランド及び US により修正され、8 月に回付された新規ドラフトをもとに議論を行う予定であったが、新規ドラフトを検討する時間が十分になかったとの意見があったことから、会期内作業部会 (WG) による検討をまず行うこととされた。

WG では、新規ドラフトに旧ドラフトの“Introduction”、“Scope”、“General Principle”の内容の一部を盛り込む変更を行い、さらにパラグラフごとの修正を行った上で、改正案を WG 報告書として部会に提出した。部会は、この WG 報告書について項目ごとに討議し、修正ドラフトを作成したが、このドラフトをステップ 8 に進めるか否かの論議を行った結果、本件は非常に重要な内容を含んでおり、国内の意見も聞いた上での合意が必要との意見が出されたことから、再度ステップ 6 としてコメントを募集し、第 18 回 CCRVDF にて検討することで合意された。

議題 10. CCRVDF で検討すべきリスク管理事項及びリスク管理の選択肢に関する討議資料

会期内 WG において、部会で検討すべき項目を以下の 4 分類 (①直ちに実施する項目、②将来的に実施する項目、③これ以上の作業が必要のない項目、④次回部会までに明確にすることが必要な項目) とする合意が得られ、WG 報告書として部会に提出され、これらの取り扱いが部会により支持された。分類①の項目は具体的には以下のとおりである。

分類①直ちに実施する項目

- EDI コンセプトの使用
- ADI の 100%の使用
- スターターカルチャー
- MRL へのリスクマネージメントの提案の反映

部会は、上記事項についての今後の作業に関する提案と各国における実施状況に関する詳細な情報を求める質問状を回付することで合意した。さらにフランスを議長とする電子作業部会（EWG）が設置され、日本も参加を表明した。この EWG においては、質問状に対する回答のレビュー、そのレビューの結果に基づく新規作業のプロジェクト文書の作成もしくは作業延期の勧告等を討議文書として取りまとめる予定。WG が作成した討議文書について、各国の意見が求められることとなっている。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 7 回バイオテクノロジー応用食品特別部会

日時 : 2007 年 9 月 24 日 (月) ~ 9 月 28 日 (金)

場所 : 千葉 (日本)

議 題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	バイオテクノロジー応用食品に関する国際政府間機関の作業の概説 組換え DNA 動物由来食品の安全性評価に関する FAO/WHO 専門家会合の報告の概要
4.	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
5.	組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン附属文書原案: 栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価 (ステップ 4)
6.	組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン附属文書原案: 微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価 (ステップ 4)
7.	その他の事項及び今後の作業
8.	次回会合の日程及び開催地
9.	報告書の採択

語については、栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）において今後検討される予定であることから、CCNFSDU に委ねることを本文中に明記し、本付属文書では定義しないことで合意された。

- ・ 動物実験に関する記述については、動物実験はヒトにおける栄養価や生物学的利用能の評価においては効果が限られており、実施する際は注意深くデザインすべきである旨を記述することで合意された。

以上の修正等が加えられた結果、本付属文書原案をステップ 5/8 に進めることで合意したが、本付属文書が栄養学的リスク評価など栄養学的概念にも触れていることに鑑み、本年 11 月にドイツで開催される第 29 回 CCNFSDU の意見も聴取することとした。

議題 6 組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書原案：微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価

本セッションの冒頭で、情報共有メカニズムに関連して、FAO よりポータルサイトに関するプレゼンテーションが行われた。

本年 3 月に開催された作業部会が作成した原案をもとに議論が行われた。既存の「植物ガイドライン」の内容との間で混乱を生じないように「食品の安全性評価 (food safety assessment)」の文言を一貫して使用すること、「植物ガイドライン」から修正されたパラグラフの文言のみを記載することが合意された。

また、「セクション 3 データ及び情報の共有に関する指針」においては、EC 等が、カルタヘナ議定書に基づいて設けられているバイオセーフティクリアリングハウス (BCH) や OECD のデータベースとのリンクを明記するよう主張したが、それら 2 つのデータベースが必ずしも食品の安全性のみに特化したものではないこと、また、カルタヘナ議定書締結国、OECD 加盟国、コーデックス加盟国が必ずしも一致しないこと等から、本付属文書では特定のデータベース名については記載しないこととされた。また、各国が実施した安全性評価の概要をポータルサイトに提供する際のフォーマットについては、コーデックス植物ガイドラインの構成に従うべき、とする意見もあったが、各国が既に自国の法律に従ったフォーマットで公表を行っている事実を鑑み、「植物ガイドラインの枠組みに沿った安全性評価の概要」と記述することで合意された。

最終的に、本付属文書原案をステップ 5/8 に進めることで合意した。

議題 4～6 で討議された 3 つの文書については、各国からのコメントを求めた上で、来年 6 月 30 日 (月) から開催される第 31 回コーデックス総会に最終採択を諮ることとなる。

(別紙)

FAO/WHO合同食品規格計画
第7回バイオテクノロジー応用食品特別部会出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部 部長	藤崎 清道
内閣府食品安全委員会委員	長尾 拓
内閣府食品安全委員会専門委員	澤田 純一
内閣府食品安全委員会専門委員	小関 良宏
内閣府食品安全委員会専門委員	手島 玲子
内閣府食品安全委員会事務局事務局次長	日野 明寛
内閣府食品安全委員会事務局評価課課長補佐	吉富 真理
内閣府食品安全委員会事務局評価課係長	浦野 剛
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長	國枝 卓
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	池田 千絵子
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	西嶋 康浩
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 食品規格専門官	近藤 卓也
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 新開発食品保健対策室 バイオ食品専門官	岩崎 容子
厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 衛生専門官	田中 誠
農林水産省消費・安全局国際基準課国際食品規格班 課長補佐	宮廻 昌弘
農林水産省消費・安全局国際規準課国際食品規格班 食品規格係長	竹下 陽子
農林水産省農林水産技術会議事務局技術政策課研究開発企画官室 研究開発企画官(室長クラス)	門脇 光一
《テクニカルアドバイザー》	
奈良県立医科大学 教授	今村 知明
(独)農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所 上席研究官	三橋 忠由
(独)農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所 食品工学研究領域 食品高圧技術ユニット長	山本 和貴

F A O / W H O 合同食品規格計画

第 1 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2007 年 10 月 23 日 (火) ~10 月 26 日 (金)
場所 : ソウル (韓国)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の概説
4.	抗菌剤耐性に関する規格、ガイドラインもしくはその他の文書の作成の検討
5.	その他の事項
6.	次回会合の日程及び開催地
7.	報告書の採択

第1回抗菌剤耐性に関する特別部会（TFAMR）の主な検討議題

日時：2007年10月23日（火）～10月26日（金）

場所：ソウル（韓国）

主要議題の検討内容

議題4. 抗菌剤耐性に関する規格、ガイドラインもしくはその他の文書の作成の検討

本議題で「次回以降の本特別部会で実施する新規作業項目及びそれらの優先順位」について検討することとされている。本件については、科学的なリスク評価に基づくリスク管理措置を決定する必要があるべきとの立場から、(1)リスク評価ガイダンスの作成、(2)リスク管理措置に関するガイダンスの作成の2点について優先し、互いの成果を参照しつつ効率的に作業を進めるよう対処したい。

また、(1)及び(2)において検討すべき事項の詳細は以下のとおりである。

(1) リスク評価のガイダンスの検討について

- ① リスク評価ガイダンスは、OIEで既に作成されている抗菌剤耐性菌のリスク評価ガイダンスと整合性をはかりつつ、消費者の健康保護に専ら焦点を置くべきとの観点から対処したい。
- ② 抗菌性物質は動物の衛生管理及び安全な食品生産のための重要な資材であることから、リスク管理措置として特定の抗菌性物質の使用が禁止又は制限された場合の二次的リスクの評価ガイダンスも検討するよう対処したい。
- ③ 人の健康に影響を生じる抗菌剤耐性菌は、食品媒介のみでなく、人医療分野に由来するものも含まれる。本特別部会では、食品由来の抗菌剤耐性に係るリスクが主題とされているが、そのリスクを正當に評価するため、人医療分野に起因する当該リスクも考慮しつつ検討するよう対処したい。

(2) リスク管理措置に関するガイダンスの検討について

リスク管理措置の検討にあたっては、各国及び各地域の抗菌性物質の使用量、使用方法、抗菌剤耐性の発現状況・食中毒の発生状況等に関する様々な状況に適用可能である一般的なガイダンスが作成されるよう対処したい。

また、作業の際は、既存の文書（「抗菌剤耐性の最小化と封じ込めのための実施規範（CAC/RCP61-2005）」、第30回総会で採択された「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン（CAC/GL63-2007）」、「抗菌剤の承認前に必要とされる審査資料の作成のためのガイドライン（VICH）」等）が適宜参考とされるよう対処したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 39 回食品衛生部会 (CCFH)

日時 : 2007 年 10 月 30 日 (火) ~ 11 月 4 日 (日)
 場所 : ニューデリー (インド)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会から食品衛生部会への付託事項
3.	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の経過報告及び関連事項
4.	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案 (ステップ 4)
5.	食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案 (ステップ 4)
6.	調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準 (ステップ 4)
7.	ブロイラー (若鶏) 中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン原案に関する討議文書
8.	微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン: 附属文書 II: 微生物学的リスク管理メトリックス (数的指標) に関する指針 (ステップ 4)
9.	その他の事項及び今後の作業
(a)	食品衛生部会における作業の優先順位決定に関する特別作業部会報告の検討
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2007 年 10 月 29 日 (月) に「CCFH における作業の優先順位決定に関する特別作業部会」が開催される予定。

第 39 回食品衛生部会（CCFH）の主な検討議題

日時：2007年10月30日（火）～11月4日（日）

場所：インド（ニューデリー）

主要議題の検討内容

仮議題 4. 乳幼児用調整粉乳に関する衛生実施規範原案（ステップ4）

乳児用調製粉乳、医療用の乳幼児用特殊調製粉乳、母乳強化剤及びフォローアップミルクに関する具体的な衛生実施と微生物規準に焦点をあてて、衛生実施規範案を検討しているもの。本年6月に開催された物理的作業部会では、微生物による感染のリスクが特に高い12ヶ月齢以下の乳児用の調製粉乳と、12ヶ月齢以上の乳児用のフォローアップミルク類の2つに分けてそれぞれ付属文書を作成すること、また前者には *E. sakazakii* とサルモネラ属菌、後者にはサルモネラ属菌の微生物規準を設定すること及び両者の製造施設において mesophilic Aerobic bacteria(中温好気性菌)及び Enterobacteriaceae（腸内細菌科）を指標菌とした工程衛生管理を行うことが合意されている。

FAO/WHO 合同専門家会議の検討結果を踏まえた、科学的に妥当な内容となるよう、対応したい。

仮議題 5. 食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案（ステップ4）

本議題は、定められた食品衛生管理手法が妥当なものであるか否かを評価するためのガイドライン案を検討しているものである。本年6月に開催された物理的作業部会が作成した原案では、「妥当性確認（validation）」、「モニタリング（monitoring）」及び「検証（verification）」の関係の明確化に関する記述、妥当性確認を明確に理解するための6つの例示等が盛り込まれている。

基本的に原案を支持する方向で対応したい。

仮議題 6. 調理済み食品中のリステリア・モノサイトジェネスに関する微生物学的規準（ステップ4）

本年7月のコーデックス総会で採択された「調理済み食品中の *Listeria monocytogenes* の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン」の付属文書として、調理済み食品中（Ready-to-eat foods, RTE）の *L. monocytogenes* の微生物学的規準を検討しているもの。本年6月に開催された物理的作業部会が作成した

原案では、微生物学的規準の設定が不要な RTE（容器包装後に殺菌され、その後の再汚染がおこらない食品等）を除いた後、*L. monocytogenes* が増殖できる食品と増殖できない食品の 2 つのカテゴリーに分け、それぞれに対して *L. monocytogenes* の規準が提案されている。

規準設定の科学的根拠等について情報収集に努め、科学的に妥当な基準が設定されるよう対応したい。

仮議題 8. 微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン：付属文書

II：微生物学的リスク管理メトリックス（数的指標）に関する指針（ステップ4）

本年 7 月のコーデックス総会で採択された「微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドライン」の付属文書 II として検討されているもの。2004 年に定義が採択された食品安全目標値（FSO）、達成目標値（PO）、達成規準（PC）等の概念を用いた、リスクに基づく微生物リスク管理の実施方法について検討しているものである。

本年 6 月に開催された物理学的作業部会が作成した原案では、前回会合時の指摘を受けて、CCFH の目的に適うよう、過度に技術的な記載が取り除かれ、比較的シンプルな形にまとめられている。

FSO 等の概念に基づく微生物学的リスク管理については、まだ各国の経験が乏しいことから、本指針に基づき各国の経験が得られた段階で、将来的に内容の見直しをすることもあり得るとの立場で、基本的に原案を支持する方向で対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 29 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2007 年 11 月 12 日 (月) ~ 11 月 16 日 (金)

場所 : バート ノイエンアール (ドイツ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について)
4.	グルテンフリー食品に関する規格改訂案
5.	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト改訂原案
6.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ4)
7.	栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用
8.	表示を目的とした栄養素参照量の追加又は改訂に関する討議資料
9.	栄養的特性と食品安全に関する生産及び加工基準に関する討議資料
10.	必須栄養素の添加に関するコーデックス一般原則を改正するための新規作業の提案に関する討議資料
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

第 29 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時 : 2007 年 11 月 12 日 (月) ~ 11 月 16 日 (金)

場所 : パート ノイエンアール (ドイツ)

主要議題の検討内容

議題 3. 栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案 (Part B：食物繊維含有量について) (ステップ 7)

第 27 回会合において規格案として合意された食物繊維の定義に対し、第 28 回会合において、WHO より、新たな定義案 (基本的に植物由来のものであって、消化性の可否によらない、3 糖類など合成されたものや低分子のものは除く、など) が提案された。これを受けて、本件についてはステップ 6 として、再度、各国のコメントを募集する形で議論が継続されることとされていたもの。

我が国の栄養表示基準の制度との整合性も考慮しつつ、現行定義案を支持する方向で対応したい。

議題 6. 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ 4)

健康強調表示は、栄養素及びその他の成分と健康状態の関係について述べた表示である。前回会合において、本文書は、食品及び食品成分のみが対象であり、食事全体は対象としないことが確認されたが、検討時間が十分になかったことから、引き続きステップ 4 として持ち越されていたもの。

我が国においては、健康強調表示に関わる制度として、保健機能食品制度を施行しているところであることから、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取り組み状況や国際的な動向等に留意し対応したい。

議題 7. 栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用 (ステップ 4)

各部会において関連する分野に適用するリスク分析の指針を策定すべきとの総会の要請に対応し、CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案を作成することが前回部会において合意され、本年 7 月に開催された第 30 回コーデックス総会で新規作業として正式に承認されたもの。

オーストラリアが中心となって作成した原案が回付されており、この中では、栄養学的リスク分析の対象、用語の定義及び栄養学的リスク分析の 3 要素 (リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーション) における原則等が提案されている。

また、タイトルの検討と関連し、CCNFSDUでの作業のみに適用する原則を作成するのか、CCNFSDUに承認を求める文書の作成作業にも適用する原則を作成するのかの検討を行うこととされている。

コーデックスで適用されるリスク分析の作業原則との関係に留意しつつ、栄養に関するリスク分析の特性を踏まえた内容の文書が策定されるよう対応したい。

F A O / W H O 合同食品規格計画

第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会

日時 : 2007 年 11 月 26 日 (月) ~ 11 月 30 日 (金)
 場所 : サーファーズ パラダイス (オーストラリア)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会・特別部会からの付託事項
3.	ステップ 4 における食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CAC/GL 53-2003)の付属文書原案
4.	食品輸出入検査認証の原則(CAC/GL20-1995)及び食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン(CAC/GL26-1997)の改正の必要性に関する討議文書
5.	国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書
6.	海外監査団による検査の実施のためのガイドラインの策定に関する討議文書
7.	トレーサビリティ/プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための更なるガイダンスの必要性に関する討議文書
8.	乳・乳製品の輸出証明書モデル案の「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL38-2001)」との整合性
9.	その他の事項及び今後の作業 - 衛生健康証明書の一般様式策定に関する討議文書
10.	次回会合の日程及び開催地
11.	報告書の採択

第 16 回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) の主な検討議題

日時 : 2007 年 11 月 26 日 (月) ~ 11 月 30 日 (金)

場所 : サーファーズ パラダイス (オーストラリア)

主要議題の検討内容

議題 3 食品の検査認証にかかる衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書原案 (ステップ 4)

当該議題については、前回部会で詳細な検討を行う時間がなかったこともあり、米国が再度新たな原案を準備し、本年 6 月に作業部会を開催して議論された (我が国も参加)。作業部会においては、本付属文書の対象を「衛生措置」に明確に限定すること (すなわち、所轄官庁の組織や表示等、衛生措置以外の食品管理システムの要素に拡大適用しないこと) が確認された他、「比較の客観的根拠 (OBC)」のセクションについては、まだ各国の経験が乏しいこともあり、OBC の具体的な例示は含まないことが合意されている。

作業部会が作成した原案は、親ガイドラインの内容から逸脱せず、全体的に、ケース・バイ・ケースの柔軟な適用が可能となるような内容になっており、特段の問題点はないと思われるが、引き続き各国の意見を聴取しつつ、適宜対応したい。

議題 4 ~ 7 新規作業に関する討議文書 (別紙 1 参照)

- CCFICS では、2003 年以降、同年の部会で優先順位が付けられた 7 つの新規作業提案について作業を進めてきたが、今回ステップ 4 で検討する同等性評価のガイドライン付属文書原案を除き、全ての作業が完了した。
- この状況を受け、昨年、議長国の豪州を中心として新たな作業提案が出され、今部会では、提案国が用意した討議文書に基づき、新規の作業とするか否かを検討することとされている。

(議題 5.) 国内の食品検査システムに係るガイダンスの必要性に関する討議文書 (提案国: 豪州)

- CCFICS が所管する食品の輸出入のための検査・認証制度に関する諸規格に整合した国内向け食品の検査制度を構築するためのガイドラインの作成を提案する討議文書である (別紙 2 参照)。
- 輸出入のための検査・認証に関する規格の確実な実施のため、なぜ国内の食

品検査制度に関するガイドラインが必要なのかに留意しつつ対応したい。

(議題6.) 海外現地査察及び検査の実施のためのガイドラインの策定に関する
討議文書 (提案国：豪州)

- ・ 輸出国の措置を評価する手段として行われている、輸入国による現地調査、査察又は検査について、その原則及びガイドラインを策定することを提案する討議文書である (別紙3参照)。
- ・ 様々な規格において、既に海外現地査察及び検査が位置付けられており、これらの実施に支障は生じていないことから、新たな規格の作成意図に留意しつつ対応したい。

(議題7.) トレーサビリティー／プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための更なるガイダンスの必要性に関する討議文書 (提案国：ノルウェー)

- ・ 昨年策定された「食品検査認証におけるトレーサビリティー／プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための原則(CAC/GL 60-2006)」の適用を促進するためのガイダンス作成を提案する討議文書である (別紙4参照)。
- ・ 各国の物流システムや情報技術には違いがあることから、具体的な必要性に基づき留意しつつ、経験に裏付けられた実効性のあるものとなるよう対応したい。

(以上)

優先順位		2003	2004	2005	2006	2007	2008	
作業								
1	食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドラインの付属文書	→				Step4で検討	→	
2	電子証明のための原則	→		CAC/GL38の付属文書として採択				
3	リスクベースによる輸入食品の検査のためのガイドライン	→			CAC/GL47の付属文書として採択			
4	食品検査認証制度におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング適用のための原則	→			規格として採択			
5	輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン改定	→		作業中止				
6	公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン改定	→				規格として採択		
7	食品輸入管理制度のためのガイドラインにおける“適当な期間”の明確化	→		CAC/GL47のfootnoteとして反映				
?	国内の食品検査制度に関するガイダンス作成					討議文書提案	→	
?	海外現地査察及び検査の実施に関するガイドライン作成					討議文書提案	→	
?	トレーサビリティ/プロダクトトレーシング適用のための更なるガイダンス作成					討議文書提案	→	

食品輸出入・検査認証部会 (CCFICS) が所掌する規格

- 食品輸出入検査認証の原則 (CAC/GL 20-1995)
- 食品輸入管理制度に関するガイドライン (CAC/GL 47-2003, Rev. 1-2006)
- 食品輸出入検査認証制度の設計・運用・評価・認定に関するガイドライン (CAC/GL 26-1997)
- 食品輸出入検査認証制度についての同等性に関する合意の形成に関するガイドライン (CAC/GL 34-1999)
- 食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン (CAC/GL 53-2003)
- 公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL 38-2001, Rev. 1-2005, Rev. 2-2007)
- 食品安全性の緊急事態における情報交換に関する原則とガイドライン (CAC/GL 19-1995, Rev. 1-2004)
- 輸入食品の不合格品に関する政府間での情報交換のためのガイドライン (CAC/GL 25-1997)
- 食品検査認証におけるトレーサビリティ/プロダクトトレーシング (T/PT) の適用のための原則 (CAC/GL 60-2006)

プロジェクト文書(抜粋)

国内食品検査制度に関するガイドラインの策定に向けた新たな作業の提案

提案国：オーストラリア

提案する規格の目的、および範囲

各国政府が、自国民の健康の保護に貢献し、国際的義務を満たす制度を整備する際に、これを支援するものとなりうる、国内食品検査制度の施行に関するガイドラインを策定することが目的である。

CCFICS (食品輸出入検査・認証制度部会) が提案された作業を正当なものと認める場合、同部会は、この作業が CCFICS の既存の委託事項 (ToR) の範囲で可能なものかを判断する必要があります。既存の ToR では不十分な場合、同部会では、その見直しが必要となる場合もあります。

妥当性、および適時性

コーデックスと CCFICS はこれまで、食品の生産と衛生に関するいくつかの規格を策定してきたが、公衆衛生を保護し、国際的義務を遂行するための国内食品検査制度を整備するためのガイドラインや規格の施行に関する指針となる文書は限られている。

既存の CCFICS ガイドラインの主な対象は、輸出入検査認証制度に限られていますが、

- ・ 食品は主に、国内消費を目的として調製され、検査される。
- ・ 多くの国では、コーデックス文書が国内規制に直接採用されている。
- ・ コーデックス規格または他の国際規格の施行に関する指針はほとんど存在しない。

対象とすべき主な課題

オーストラリアは、国内食品検査制度に関するガイドラインの策定を提案する。これは、「食品輸入管理制度に関するガイドライン」 [*Guidelines for Food Import Control Systems*] (CAC/GL 47-2003)、「食品輸出入検査認証の原則」 [*Principles for Food Import and Export Inspection and Certification*] (CAC/GL 20-1995)、および「食品輸出入検査認証制度の設計、運用、評価、および認定に関するガイドライン」 [*Guidelines for the Design, Operation, Assessment and Accreditation of Food Import and Export Inspection and Certification Systems*] (CAC/GL 26-1997) で与えられる情報を補足するものである。

オーストラリアは、CCFICS がこのガイドラインの策定に原則的に同意した場合、その作業を以下の形で実施することを提案する。

- ・ CCFICS の ToRs の評価、および必要な場合その修正。
- ・ 国内検査に関して追加的指針が必要な分野を確定するための、既存の CCFICS (およびコーデックス文書) の調査。以下でその詳細を説明する国内食品検査制度の施行に必要な政策、およびインフラを扱うガイドライン案の起草。

以下略。

プロジェクト文書(抜粋)

新たな作業の提案 - コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)

海外現地監査および検査の実施に関する原則、およびガイドラインの策定の提案

提案者：CCFICS

提案する規格の目的、および範囲

ここで提案する規格の目的は、海外現地監査および検査に関する既存の作業を一つの文書に統合し、これらの活動に関する原則、およびガイドラインを策定することにある。

妥当性、および適時性

海外現地監査および検査は、輸入国が輸出国の検査認証制度を評価するために採用するケースが増加しており、また、こうした検査の報告書は、第三国が輸出国の制度に関する自国の評価を報告するために利用する場合もある。

諸活動、および関連する結果が、目標または関連する技術的または衛生上の手段に適合したものであるかを判断するために、検査認証制度の評価を行うという考え方は、コーデックスに採用された多くの文書に記載されているが、アプローチの一貫性と摘要の透明性を確保するための、こうしたタイプの現地評価の実施に関する国際的な指針は存在しない。

輸入国による評価の重要性からすれば、アプローチの一貫性を確保するためにコーデックスがガイドライン文書を策定することは、食品貿易の公正な慣行を保証するものとなり、また消費者の健康の保護に貢献するものとなる。

対象とすべき主な課題

この作業には、実際には二つの課題がある。1) 既存のコーデックス文書の調査。
2) 原則／ガイドラインの策定。これらの課題をより明確にし、詳細に規定することなどを提案する。

この作業の主な課題は、以下の通り。

1. 種々の CCFICS 文書に含まれる規定のうち、海外現地監査および検査を実施する時期、および理由に該当する規定を特定するための、既存の CCFICS (およびコーデックス文書) の調査。
2. 海外現地監査および検査の実施に関する原則、およびガイドラインの策定。こうした文書は、海外現地監査・現地検査の実施に対する制度ベースのアプローチのための、一貫した枠組みを与えるものとなる。

以下略。

プロジェクト文書(抜粋)

トレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関するガイドラインの策定に向けた 新たな作業の提案

提案国：ノルウェー

1. 提案する規格の目的、および範囲

トレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関するコーデックスガイドラインは、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングの手段を施行しようとする国々を支援するものであり、すでに採用されている原則と合わせて、消費者の健康を保護し、食品貿易の公正な慣行を促進し、消費者に信頼できる情報を提供し、且つ不必要な貿易の混乱を回避しつつ、不公正な技術的障壁が貿易に持ち込まれないことを保証する、こうした手段の開発、および運用の枠組みを提供するものとなり得る。

同ガイドラインは、国内当局がトレーサビリティ／プロダクトトレーシングを、食品を流通過程の1段階後ろ及び1段階手前まで追跡することを可能にする情報ツールとして利用する際の、実践的な指針として役立つものとなり得る。このようにして、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングは、具体的な危害が特定された場合に、関連食品を速やかに且つ対象を限定して市場から回収またはリコールすることを可能にし、且つそれによって消費者の健康に対する潜在的な悪影響、経済的損失、および食品貿易に対する潜在的な悪影響を最小化することによって、対象を絞り込んだ措置を採用するための、リスク管理手段として利用することができる。

トレーサビリティ／プロダクトトレーシングをプロセス管理措置と結びつければ、食品が生産・加工・流通条件などの食品安全要件に準拠していることを確認することができる。また、食品検査・認証体制で定められた他の要件（原産国、有機栽培、コーシャやハラールなどの宗教的配慮など）を満たしていることを確認することも可能である。

2. 妥当性、および適時性

すでに多くの国では、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングに関する要件を採用し、施行しているが、トレーサビリティ／プロダクトトレーシング採用の詳細さの度合いについては、国ごとに異なっている。現在の国際的な展開から見れば、複雑でハーモナイゼーションされていない諸制度が導入され、これが貿易障壁となることを回避するため、コーデックスが最低要件のガイドラインを策定し、各国政府によるトレーサビリティ／プロダクトトレーシングの施行を支援することが必要である。

3. 対象とすべき主な課題

原則⁸ が包括的で一般的であることから、各国政府には、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングの施行に関する更なる指針が必要となる場合がある。

同ガイドラインには、トレーサビリティ／プロダクトトレーシングという概念の理解とその施行を支援するための要素、つまり「製品の同定」（食品を同定する能力）、「製品情報」（出荷元、加工方法、および出荷先を前後一段階について）、および「製品同定と製品情報の結合」が含まれることになる。

同ガイドラインは、国内当局がトレーサビリティ／プロダクトトレーシングを利用する際の、実践的な指針として役立つものとなる。ガイドラインでは、リスク管理におけるトレーサビリティの役割、製品の信頼性、真正性、および同定のためのトレーサビリティの利用、同等な措置の採用、トレーサビリティの実行可能性、特に発展途上国におけるトレーサビリティ採用の実現可能性、製品の性質と原産地に関する消費者の信頼と情報、およびトレーサビリティを法的責任と是正措置に利用する可能性について詳細に規定することができる⁹。

以下略。

⁸ CAC/GL 60-2006

⁹ ALINORM 01/21 Part IV – Add. 1

地域規格に関するコーデックスでの議論の概要

○ 第 22 回総会（1997 年 6 月）

議題 11：WTO 協定の下でのコーデックス文書の地位の検証

- ・ WTO の代表から、以下の発言がなされた。
 - 貿易の技術的障害に関する協定（TBT 協定）は、国際基準が国内事情に照らし不相当であると考慮する場合、WTO 加盟国がさまざまな理由により国際基準から逸脱することを認めている。他方、衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）は、規格、指針及び勧告を明確に区別しないで、コーデックスの文書を具体的に参照している。
- ・ 総会は、WTO 加盟国による SPS 協定の実施に関連して、「規格、指針及びその他の勧告」をどのように区別するのかについての説明を求めるため、事務局を通して SPS 委員会に要請することを決定した。

○ 第 45 回執行委員会（1998 年 6 月）

議題 6：SPS 及び TBT 協定の適用に関連する事項の報告

- ・ 第 22 回総会の決定によりなされた要請に対し、SPS 委員会議長から以下の内容の返答がなされた。
 - 地域規格は、協定で用いられる「国際規格」の定義に含まれない。しかしながら、当該地域内では適用され得る。

(Regional standards are not included in the definition of “international standards” used in the Agreement, but may be applied within a given Region.)

○ 「コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証」に関する
コンサルタントの最終報告書（2005 年 3 月）

- ・ 「コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証」についての報告書においてなされた 20 の勧告の 1 つとして以下の勧告がなされた。

勧告 20. 地域規格策定の規定は、地域調整部会の委任事項から削除すべき。

○ 第 28 回総会（2005 年 7 月）

議題 12 b：コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証

- ・ 第 28 回総会は以下の内容に合意した。
 - 地域規格を国際規格に変換する提案が、個別食品部会の作業管理を妨げないように注意すべきであることに留意した上で、地域規格の策定は地域調整部会の委任事項に留める。

○「コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証」に関する
回覧文書（2006年7月）

提案8. 地域調整部会の個別食品に係る作業は、その委任事項に従い、地域規格の策定に専念すべきである。地域規格の国際規格への変換は、作業提案書により具体的内容を示した上で、関係する個別食品部会の勧告に基づき、ステップ8での採択の後に考慮すべきである。

○ 第30回総会（2007年7月）

コーデックス部会の構成並びに部会及び特別部会の権限の検証

- ・ 総会は、下記のように修正した提案8を暫定的に承認した。

提案8（地域規格の国際規格への変換）

- a) 地域調整部会の個別食品に係る作業は、その委任事項に従い、地域規格の策定に専念すべきである。地域規格の国際規格への変換は、執行委員会がクリティカルレビューの中で検証する作業提案書により具体的内容を示した上で、コーデックス加盟国、あるいは、地域調整部会の要請、あるいは、関係する個別品目部会の勧告に基づき、関係する個別食品部会の作業計画を考慮し、原則として、ステップ8での採択の後に考慮すべきである。
 - b) 国際的に取引されている可能性のある食品についての新規作業提案は、個別食品部会が存在し活動中である場合は、望ましくは、これらの部会を通して提出すべきである。そうでない場合は、執行委員会を通して総会に提出すべきである。
- ・ 地域規格の策定及び国際規格への変換に関する作業を効率的に進めるための一連の手続き等の検討を議長団が行い、この結果を第60回執行委員会（2007年12月）で検証する。

SPS 協定についてのホームページの開設についてのお知らせ

農林水産省 消費・安全局
国際基準課

このたび、SPS協定について、国際基準も含めて包括的に情報提供するページを開設いたしましたのでお知らせいたします。

今後も内容の充実を図っていきますので、適宜ご参照下さい。

・ アドレス

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/ki jun/wto-sps/index.html>

(農林水産省トップページからの入り方は別紙のとおりです。)

・ 主な内容

項目	内容
SPS協定とは	WTO協定との関係などを説明しています
WTOとは	外務省ホームページ「WTO早分かりQ&Aブック」へリンクしています
SPS協定を理解しよう	WTOホームページの ・Understanding the WTO Agreement on SPS Measures (Introduction, Q&A) ・Standards & safety の原文及び翻訳を併記しています
SPS協定の条文	英文及び和文を併記しています
国際基準設定機関	農林水産省の関連ページにリンクしています ・コーデックス委員会 ・OIE ・IPPC
SPS措置の具体例	農林水産省の関連ページにリンクしています ・消費・安全局 ・動物検疫所 ・植物防疫所 他省の取り組みについてリンクしています ・食品安全委員会 ・厚生労働省(食品安全情報、狂犬病、動物由来感染症) ・環境省(外来生物法)
SPS委員会 (現在準備中)	WTOホームページのNews Itemの原文及び翻訳を併記を掲載します

農林水産省トップページ (http://www.maff.go.jp/) の「消費・安全」に入ります。

農林水産省
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

基本政策 統計情報 国際 食料 消費・安全 生産 経営 農村振興 林野 水産 研究開発

検索の多いキーワード
 ・ 自給率 ・ バイオマ
 ・ 集落営農 ス
 ・ 地産地消 ・ WTO
 ・ JAS
 ・ 食料バランスガイド

注目目情報 TOPICS
 [味覚] 災害関連情報(台風第9号、東北地方の大雨)
 [農村振興] 「農山漁村の郷土料理百選II」に係るインターネット人気投票の状況(中間結果)(9月20日)
 [国際] WTO農業交渉議長ペーパー
 [経営] 担い手と集落営農
 [消費・安全] 米国・カナダ産牛肉等への対応

新着報道発表 PRESS RELEASE
 平成19年10月2日
 [消費・安全] 第3回「ペットフードの安全確保に関する研究会」の開催について
 [農村振興] 食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会平成19年度第1回技術小委員会の開催及び一般傍聴について

「基本情報」の「WTO/SPS協定」に入ります。

消費の部屋
食料 バランスガイド

- 「食料バランスガイド」キャンペーンについて(10月2日)
- 「環境に配慮した病害虫の防ぎ方～統合的病害虫・雑草管理(IPM)に関するフォーラム～」の開催及び出席者の募集について(10月1日)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項の規定に基づき農林水産大臣が行う確認について(10月1日)
- 牛肉小売価格等の調査結果 平成19年9月第4週(9月25日～9月28日)(10月1日)
- カナダからの家畜肉等の輸入一時停止措置について(9月28日)

施策情報

基本情報
 ・ 消費・安全局の役割
 ・ 食料・農業・農村基本計画(抄)
 ・ **WTO/SPS協定**

植物の病気を防ぐために
 ・ 植物検疫
 ・ 病害虫の防除

望ましい食生活の実現のために
 ・ なぜなに(食育)

遺伝子組換えに関する情報
 ・ カルタヘナ法関連情報
 ・ 遺伝子組換え技術の情報サイト

キーワードから探したい方へ
 ・ 農産物の安全確保
 ・ 畜産物の安全確保
 ・ 魚介類の安全確保

消費者の信頼を確保するために
 ・ 食品表示とJAS規格